

# 「平成 30 年 7 月豪雨」に伴う農作物等の 被害軽減対策について（追加）

平成 30 年 7 月 13 日  
広島県農林水産局農業技術課

台風 7 号や 7 月 8 日までの梅雨前線等による長期間の大雨により、県内各地で農作物の冠水・浸水、農業施設等の浸水・損壊など甚大な被害が発生しています。

「大雨に伴う農作物等の被害軽減対策について（平成 30 年 7 月 9 日掲載）」に加えて、下記を参考に、被害を最小限に食い止めるよう事後の対策に努めてください。

## 【共通事項】

- 人命第一の観点から、危険な場所には近づかず、足下等、ほ場周辺の安全に十分に注意し、転落、滑落事故に遭わないよう慎重に行うこと。
- ほ場の冠水又は浸水、過湿などにより病害虫の被害を受けやすいことから、発生予察情報・技術情報に基づき、適期防除に努めること。
- 浸水した農業機械等は整備業者等が点検する前にエンジンを始動させないこと。スイッチを入れた場合、エンジンが破損する恐れがある。  
また、バッテリーや電子制御装置、モーター部、配線の一部が浸水した場合には、電装品や電気配線がショートしやすくなっており、漏電や火災の恐れがある。浸水した自動車の対応と同様に、バッテリーのマイナス側のターミナルを外しておくこと。  
「参考：東日本大震災における津波被害農業機械の取り扱いについて」
- 暑熱環境下で作業を行う場合は、熱中症対策として、高温下での長時間作業を避け、こまめな水分と塩分の補給や休憩を取るよう心掛けること。また、単独での行動を避けること。  
「参考：農作業中の熱中症対策（平成 30 年 5 月 23 日掲載）」

作物名	被害拡大防止のための対策
野菜・果樹	<ol style="list-style-type: none"><li>1 防除用設備（配管、水槽、スプリンクラー、防除機材等）が破損するなど、既存の管理・防除手段が使えなくなった場合には、代替手段の確保に努め、適期防除を行うこと。</li><li>2 果樹では、カンキツかいよう病・黒点病、なし及びりんごの輪紋病・黒星病、ももせん孔細菌病等の病害虫が発生しやすい状況となっていることから、枝、葉及び果実に付着した泥の洗浄や、病原の温床となり得る折損した枝や被害果の除去に努めるとともに、追加防除を実施するなど、新たな病害虫の発生抑止に向けた対策に努めること。</li></ol>
園芸用施設	<ol style="list-style-type: none"><li>1 施設内の安全確認 ハウスに入る前に、燃油、ガス等の臭いがないか、破損したガラスがないか等を確認し、安全を確保すること。また、燃料タンクや配管、暖房機から燃料の漏れがないか、機器が安全に運転可能な状態かを十分確認すること。</li><li>2 被害状況の把握と当面の対応 ハウスが浸水した圃場では、換気を図るなどして湿度の低下に努めるこ</li></ol>

と。被害の状況を把握し、ハウス等の損傷が軽微な場合や、かん水施設や暖房機の配管の断裂等がある場合は、早期に修理するとともに、補修にかかる資材の調達が困難な場合は、当面の栽培管理への影響を軽減できるよう、補強やテーピング等の応急措置を行うこと。

### 3 停電復旧後の対応

停電があった地域では、加温、天窓、被覆、養液栽培等を制御する機器の条件設定が初期化される場合があることから、停電復旧後、設定を確認するとともに、天窓、側窓、内張カーテン等が正常に作業するか確認し、異常がある場合には修繕すること。

#### 問合せ先

西部農業技術指導所	東広島市八本松町原 6869	電話	082-420-9661
東部農業技術指導所	福山市三吉町1丁目1-1	電話	084-921-1311(代)
北部農業技術指導所	三次市十日市東4丁目6-1	電話	0824-63-5181(代)
県庁農業技術課	広島市中区基町10-52	電話	082-513-3559